

# 安心社会を支える 税制改革を実現するために

生保労連の税制改革に対する考え方

少子・高齢化が進展し、社会保障制度の見直しが課題となる中、国民の生活保障を支えていく上での私的保障の役割はますます重要となっています。

わたしたちは、国民・勤労者の生活保障を支え、21世紀の少子・高齢社会を「安心と活力のある社会」とするために、以下の考え方に基づく税制改革を進めるべきと考えます。

## 国民の生活保障をめぐる現状

### 不安定化する国民生活

生命保険の世帯加入率は87.5%となっていますが(2006年)、ここ数年、厳しい経済・雇用情勢を背景とした家計収入の減少等により、低下傾向にあります。このことは特に29

歳までの若年層において顕著であり、今後、十分な保障を得られない層が増加し、国民生活全体の不安定化につながる懸念があります。

#### ◆ 生命保険の世帯加入率

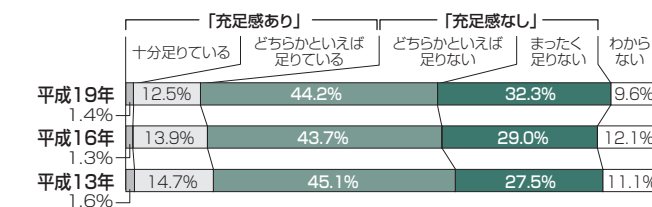
|           | 全年齢      | ～29歳      | 30～39歳   | 40～49歳   | 50歳～     |
|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| 1994年     | 95.0%    | 89.4%     | 97.1%    | 96.9%    | 93.7%    |
| 2006年     | 87.5%    | 73.6%     | 89.9%    | 91.7%    | 86.5%    |
| 2006-1994 | ▲7.5ポイント | ▲15.8ポイント | ▲7.2ポイント | ▲5.2ポイント | ▲7.2ポイント |

2006年12月 「生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)より

### 老後生活に対する不安の高まり

公的年金や退職金・企業年金の見直し等により、老後生活に対する不安は高まるばかりです。また、老後資金の充足感についても、「充足感なし」と感じている層が「充足感あり」とする層を大きく上回っているのみならず、その割合も年々高まっている状況にあります。

#### ◆ 老後保障に対する充足感



2007年12月 「生活保障に関する調査」(生命保険文化センター)より

## わたしたちの基本的な考え方

### 安心社会を支える税制改革の実現

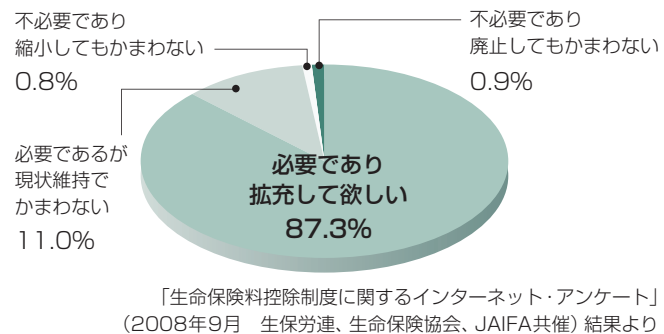
21世紀の少子・高齢社会を「安心と活力のある社会」とするためには、公助・自助・共助を適切に組み合わせた生活保障システム(セーフティネット)の確立が不可欠です。とりわけ、社会保障制度全体の「負担」と「給付」をめぐる厳しさや急速な高齢化等を踏まえると、国民一人ひとりの将来に向けた「自助努力」の果たす役割が今後ますます重要となることは明らかです。

それゆえ、わたしたちは、国民・勤労者の自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかる必要があると考えます。

### 国民の生活実態への配慮を

政府税調では現在、個人所得課税の諸控除のあり方について、「広く、薄く」負担する等の観点から議論が行われています。しかし、各種控除制度を一律的に見直し、課税ベースを拡大することは、国民・勤労者への大幅増税となるだけに、持続的な経済成

#### ◆ 生命保険料控除・個人年金保険料控除制度の必要性



長を妨げる要因ともなりかねません。

わたしたちは、各種控除制度のあり方を検討する際には、個々人の租税負担力に十分配慮しつつ、各制度の創設趣旨や目的、政策的効果等を慎重に見極めることが必要であると考えます。

## わたしたちの提言

Our Proposal

### 国民・勤労者の生活保障を支える税制支援策の拡充を

社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、社会保障制度を持続可能となるよう改革を進めるとともに、国民・勤労者一人ひとりの「自助努力」を支援することがますます重要となります。

国民・勤労者の生活保障を「公的保障(社会保障制度)」

と「私的保障(自助努力)」の両面から支えていく観点から、「社会保険料控除」の堅持とともに、「国民・勤労者の自助努力に対する税制上の支援」を積極的にはかる必要があると考えます。

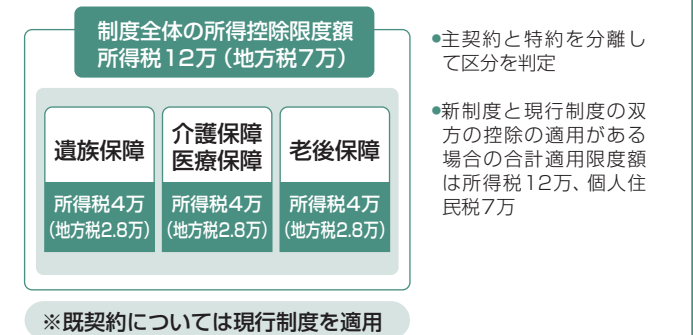
### 今般示された保険料控除制度の拡充の確実な実現を

わたしたちは、遺族・医療・介護・老後保障への多様なニーズに対応するため、現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を統合一本化し、国民が各生活保障を幅広く準備できる制度(新たな保険料控除制度)を創設することを要望してきました。

こうした中、平成21年度財務省「税制改正の大綱」や、民主党「税制抜本改革アクションプログラム」等において、わたしたちの要望内容に沿った保険料控除制度の拡充が盛り込まれる結果となりました。

具体化に向けた検討はこれからとなりますが、わたしたちは、今般示された制度拡充を確実に実現していくことが重要であると考えます。

#### ◆ 平成21年度財務省「税制改正の大綱」等における保険料控除制度の改正の概要



#### ◆ 民主党「税制抜本改革アクションプログラム」(2008年12月)より

「生損保など民間保険会社の保険料控除については、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後(年金)といった保険商品に対応した、新しい保険料控除制度を創設した上で、所得控除限度額を所得税において15万円程度に引き上げる。」

### 働き手を失った遺族の生活保障に向けて 死亡保険金の相続税非課税措置の拡充を

働き手を失った遺族の収入状況は非常に厳しい実態にあります。また、今後の経済情勢や雇用に関する動向等によっては、当該家庭の家計は一層厳しくなることも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、遺族の生活資金を確保べく、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限

度額(「法定相続人数×500万円」)に「配偶者500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算し、その拡充をはかる必要があると考えます。なお、相続税の課税方式の見直しがなされる場合においても、新たな非課税限度額は、現行制度に加算分を加えた水準とすべきです。

### 金融所得をめぐる課税のあり方について

金融所得をめぐる課税のあり方については、中立性や簡素化等の観点から、「金融所得課税の一体化」の是非が議論の俎上に載せられています。これらに対してわたしたちは、①金融・保険商品それぞれの性質に応じた現

行の課税体系には合理性があること②損益通算における恣意的利用等、税負担を意図的に軽減する懸念があること等から、わが国において「金融所得課税の一体化」は当面行うべきではないと考えます。